

第5章

政治エリートとしての宗教勢力

はじめに

パキスタンにおけるエリート論においては、ナショナルなレベルでは主要な柱を成す官僚、軍人、大地主、部族長、実業家などが先ず取りあげられることが多いが、これら権力中枢の外縁にあって、政治・社会の末端との中間介在的な隠れた役割を担う宗教勢力についてはわが国のみならず国際的にも取り扱われることが少なかった。そこでパキスタンにおける政治・社会エリートとしての宗教勢力の実態をこの機会に新しく取りあげて検討を加えたい。

はじめに本稿で言う「宗教勢力」とは、パキスタンにおいては、主としてイスラームの宗教勢力を指し、非イスラームで少数派のキリスト教、ヒンドゥー教やパルスィーの宗教勢力は取り扱わないことにする。またイスラームの枠内に枠外かをめぐって微妙な論議のある新宗教のアフマディー (Ahmadi) 教団についても⁽¹⁾、ここでは取りあげない。

そこで、イスラームの勢力として、ここでは主として伝統的な「学者」のウラマー (Ulamā。俗称ではムッラー [Mullā]。一般に名の前にモーラーナー [Mawlānā]、モールヴィー [Mawlawī] を付す) の宗教・政治組織等の活動・運動を取りあげることとする。

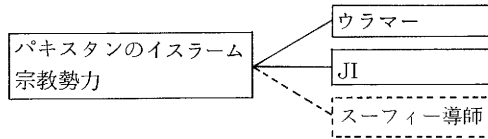
これとともに、伝統的ウラマーではないが、現代の政治エリートとして見

落とすことができない勢力として、「イスラーム復興主義」的なジャマアテ・イスラーミー (Jamā 'at-e-Islāmī: JI) を取りあげることにする。

これらのほか、スーフィーのピール (Pir: 導師・聖者) があって、地方レベルでの政治的影響力をもつ場合があるが⁽²⁾、今回の研究では、この存在について取り扱うことができなかった。

したがってパキスタンのイスラーム宗教勢力は、第1図のように構成される。

第1図



はじめに第1節「宗教社会的エリートとしてのウラマー——その社会的実態」では、パキスタンにおけるウラマー勢力の隠れた社会的実態を明らかにしたい。

そのうえで第2節「政治的エリートとしてのウラマー——宗教勢力と政治組織・運動」では、パキスタン独立以前からのパキスタン運動への対応⁽³⁾、そしてパキスタン独立以後の「イスラーム体制」要求への参加を各政治組織・運動ごとに取りあげる⁽⁴⁾。またそれぞれの綱領、その他の基本文献を抄訳のかたちで資料として付して、各方面の参考に提供するものである。

本研究のために筆者がとくに利用した基本的文献資料は以下の2点である。

1. Muhammad 'Uthmān and Mas 'ūd Ash' ar, *Pākistān kī Siyāsī Jamā' aten.* (『パキスタンの政党』PSJと略), Lahore, Sang-e-Mil, 1988年。
2. 'Abdu' r-rashīd Arshad 編, *al-Rashīd, Dāru' l-'Ulūm Deoband Number* 4巻2, 3号 (『アッ・ラシード誌—デーオバンド特集号』) Lahore, 1976年, 2月/3月。

第1節 宗教社会的エリートとしてのウラマー ——その社会的実態

イスラーム教徒の社会があるところでは、伝統的にウラマーがイスラーム法を維持する役割を果たしてきた。その役割には、イスラーム法に基づく婚約などの契約の立会人として、また就学前の児童にコーランを教える家庭教師としてだけではなく、キリスト教の神学校に相当するマドラッサ (madrasa, 複数, madāris-e-'arabiya Islāmīya) で教師 (ムダッリス, mudarris) として伝統的なイスラーム諸学を教授したり、イスラーム教徒からのイスラーム法上の質問状に権威ある法判断または教令 (ファトワー, fatwā) を下して指示を与える役割を担当してきた。このようにして現状においてもイスラーム教徒の社会には不可欠な役割をもっている。このウラマーのパキスタン社会での実態を先ず明らかにしておくことが本節の目的である。

1. ウラマー間の学派対抗関係

パキスタンにおけるウラマーの学派別系統は、全体的に南アジア、またはインド・パキスタン亜大陸のウラマーの学派別ネットワークに含まれている。その広域の組織網は、インド、パキスタン、バングラデシュの三国を分断する国境を越えて結びついている。パキスタンにおいては分離独立以前から、このようなネットワークの基礎がすでに存在しており、独立後、そのうえにインドからのウラマーが大量に難民 (イスラーム教徒の場合、ムハージル [muhajir] と呼ぶ) として流入して、以前から存在したこのような組織の補完と再建に大きな役割を果たすと推定することができる。

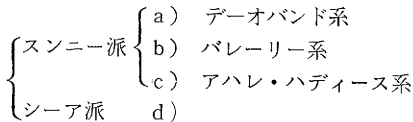
ウラマーの学派別系統をみると、1857年大反乱以後の亜大陸では、先ず多数派のスニー派系と少数派のシーア派系とに分けられる。

さらにスンニー派内の四学派 (madhahib) のうち、ムガル朝支配地域ではハナフィー (Hanafi) 学派系がもっとも有力であった。この歴史的伝統は現在でも変わらない。

亜大陸全域では、1857年大反乱以降発展したハナフィー学派内の系統として、デーオバンド系 (Deobandi)、バレーリー系 (Barelvi)、アハレ・ハディース系 (Ahl-e-Hadith)、その他がある。

この関係を下に図示する。(第2図)

第2図 宗派別系統



それではウラマーの学派別系統がなにに基づいて形成されるかといえば、それは既出の神学院の本部＝本校とその系列的な分校群の発展として、とらえられるであろう。

a) デーオバンド系の本校の公式名称は、ダールル・ウルーム・デーオバンド (Dāru'l-'Ulūm, Deoband - 「学問の家」の意)⁽⁵⁾である。デーオバンドはインドのウッタル・プラデーシュ (UP) 州内の所在地名である。一般に亜大陸では学校名は、アリーガル (Aligarh) のようにその所在地で呼ばれることが多く、これもその一例である。デーオバンディー (Deobandi) とは、この本部＝本校に所属するウラマーの系統と派閥を指す。

その立場はバレーリー系と対抗的で、両者は神学的な論争を繰り返してきた。デーオバンド系は改革的で、聖者崇拜を伴う民衆的スーフィズムに批判的立場をとる点に特色がある。

b) バレーリー系とは、インドUP州のバレーリーの地の出身者が帰属する系統の意味である。設立者は同系代表のウラマーであるムハンマド・リザー師 (Muhammad Ridā Khān Barelvi, 1921年没) である。

バレーリー系の立場はデーオバンド系と対抗的で、民衆的スーフィズムを

擁護し、聖者による奇蹟（カラーマート、Karamāt）と預言者ムハンマドの人格の神秘化を認めてデーオバンド系と論争してきた。

c) アハレ・ハディース系はスンニー派四学派のいずれか一つへの帰属を越えて、根本を成すハディース (Hadīth, 預言者ムハンマドの言行に関する伝承) 優先の立場に立つ改革派であり、民衆的スーフイズムを墮落として拒否するだけでなく、学者の思弁を用いる神学（カラーム、Kalām）を排除する厳格派である。四学派の学祖の説の踏襲（タクリド、taqlid）は否定される。サウジアラビアのワッハーブ派 (Wahhābism) に類似する立場である。バレーリー系の立場には批判的である。

d) シーア派は上記のスンニー派と異なる立場をとり、正統カリフを篡奪者とみなし、アリーを預言者の後継者と認める。亜大陸では歴史的にはデカンの諸王朝、アワドの侯国に発展した。12イマーム系（「イスナー・アシャリーヤ」、「ジャウファリーヤ」 Ithnā 'Ashariya, Ja'fariya）のほか、イスマーイール派 (Ismā'īliya) があり、この一派にアーガー・ハーン (Aghā Khān) を教主とする系統もある。シーア派教徒はパキスタンにも存在するが、その数はムスリム人口の1割程度と推定されている。イラン革命に同調して、その一部が活性化している。

2. 学派系統別の勢力

宗教社会勢力としては、デーオバンド系がもっとも大きく、続いてバレーリー系が位置し、アハレ・ハディース系がそれに続き、シーア派系が最後にくる⁽⁶⁾。

学派系統別勢力を示す資料として、Hafiz Nadhr Ahmad, *Jā'iza-e-Madāris-e-'Arabīya Islāmīya Maghribī Pākistān*, Lahore, (『西パキスタンのイスラーム神学院調査』), 1972年があるが、筆者は入手できなかった。この資料に基づくデーオバンド系雑誌 *al-Rashīd* (前出) をここでは利用することにした (第1表, 第2表)。この数字はデーオバンド系の優位を示

第1表 州別神学院数統計

| 州 | 学派系統 | | | | | | 計 |
|--------------|--------|-------|-----------|-----|-----|-----|---|
| | デーオバンド | バレ-リー | アハレ・ハディース | シーア | その他 | | |
| パンジャープ | 271 | 136 | 65 | 24 | 64 | 560 | |
| スインド | 44 | 32 | 2 | 2 | 50 | 130 | |
| 北西辺境州 | 99 | 26 | 6 | 2 | 28 | 161 | |
| バローチスターン | 30 | 5 | 0 | 1 | 6 | 42 | |
| アーザード・カシュミール | 14 | 4 | 4 | 0 | 0 | 22 | |
| 計 | 458 | 203 | 77 | 29 | 148 | 915 | |

(出所) 'Abdu'r-rashid Arshad編, *al-Rashid, Dāru'l 'Ulūm Deoband Number*, Lahore, 1976年2月/3月, X ページ。

第2表 学派系統別統計

| 学派系統別 | 神学院数 | 教師数 (人) | 女性教師 (人) | 男女 学院生 (人) | 蔵書 (冊) | 年支出 (ルピー) |
|-----------|------|------------|-------------|------------------|-----------|--------------|
| デーオバンド | 458 | 2,208 | 51 | 71,837 | 362,641 | 7,907,266 |
| バレ-リー | 203 | 781 | 3 | 13,560 | 124,666 | 2,615,550 |
| アハレ・ハディース | 77 | 321 | 10 | 4,096 | 75,870 | 1,009,687 |
| シーア | 29 | 171 | 0 | 717 | 11,201 | 295,987 |
| その他 | 148 | 429 | 9 | 7,305 | 74,247 | 1,129,865 |
| 計 | 915 | 3,910 | 73 | 97,515 | 548,625 | 12,958,358 |

(出所) 第1表に同じ。

すために若干誇張されているとしても、この他に概要を示す適当な統計がない。なおこの表は1970年前後の時点のものである。

第1表からは、とくに人口の多いパンジャブ州に各系統とも、もっとも集中的に神学院を持っていることがわかる。また北西辺境州ではデーオバンド系がもっとも強い勢力を示している。このことはその政治組織の強さと関連している。一般にパキスタンでは、大都市だけでなく、地方中小都市にも神学院が広く設置されている。

ある資料によると⁽⁷⁾、パキスタン独立後に神学院数は急成長した。

1947年、137学院

1950年、210学院

1960年、401学院

1971年、563学院（第1表では915学院）

上の数字から、パキスタン独立以前には、現パキスタンが占める地方では神学院数はきわめて少数で部分的であったが、独立後に急拡大して1971年までに約4倍に達したことがわかる。これは見えない部分でのパキスタン社会のイスラーム化が内部で進行したさまを示していると言えよう。パキスタンという新しい学派空間の創出と、インドから流入した難民のウラマーの増大によって、ウラマーと神学院がカバーされていく過程がみられる。

3. 神学院生の実態

デーオバンド系のもう一つの資料に拠ると⁽⁸⁾、州別の神学院数と神学院生の数は以下のとおりである。

パンジャブ州では1971年に神学院数580（第1表では560）において、約3万人の神学院生が就学中であり、1学院当たり約50人程度と見積られる。なおそのうち約3分の1が寮生であり、寄宿生の割合が大きい。

スインド州では神学院数120（第1表では130）に対し5431人が就学中であ

り、1 神学院当たり45名程度と見積られる。うち寮生が約半数で高い割合を占める。

北西辺境州では149の神学院数（第1表では161）に対し神学院生は約9500人であった。1校当たり63人と見積られる。ここでの寮生は5分の1程度で低い。

バローチスターン州では、44校（第1表では42）の神学院に対し、神学院生約1200人であり、1校当たり約30人の神学院生を受け入れており、寮生はその3分の1である。

神学院生の年齢は、およそ高校生から大学前期の学生に当たると推定できる。いずれにせよ5万人から10万人（第1表）の神学院生が、政府の公教育制度外で、イスラーム神学院に就学している実態が推定される。神学院では授業料がほとんど不要で、寄宿生活ができるので、地方の低所得層の若者のために門戸が大きく開かれているのではなかろうか。

4. 神学院のウラマーの役割

資料を入手できたデーオバンド系についてみると、デーオバンド系神学院のウラマーは、二つの領域で主として活動してきた。

(1) 教学——神学院教師として、ハナフィー法学、論理学、神学、伝統的医学、ハディース学、コーラン注釈学、などの神学教育に当たり、経験と学識を重ねると主任教師（*sadre-mudarrisin*）に任ぜられる。

(2) 教令発行——イスラーム法の判断・教令を発行し、教徒の質問に対して回答を与える活動である。デーオバンド本部はすでに1893年に教令部（*Dāru'l-Iftā'*）を設立し、それ以後64年間に発行した教令数は41万5857にのぼるとして、その数を誇っている⁽⁹⁾。デーオバンド系は権威ある教令発行者（ムフティー、*mufti*）を揃えているのが特色であり、それだけ信徒の生活に密着していると言うことができるであろう。

第2節 政治エリートとしてのウラマー

——宗教勢力と政治組織・運動

上記の各学派は、系統的な宗教組織であるに止まらず、それぞれが政治団体をつくり、政治綱領を掲げ、政治活動を行っている。つまりそれぞれの宗教団体が宗教政党と重なっているのである。このようにウラマーの各組織が各自の政治組織をもつようになったのは、歴史的に、インド民族運動のなかで、デーオバンド系のジャムイーアトゥル・ウラマーエ・ヒンド (Jam'iyat-e-'Ulamā-e-Hind, 「全インド・ウラマー連合」), がデリーに設立されたとき以来のことである。なお、これらウラマーの宗教政党はいずれも「連合」(Jam'iyat) の名称を付しているのが特色である。

また本節では、神学院をもたない非ウラマー系のジャマーアテ・イスラーミー (Jamā'at-e-Islāmī, 「イスラーム団体」) をも取りあげることにする。したがって本節では、以下のウラマー系、非ウラマー系の宗教勢力を取り扱うものである。

ウラマー系では;

(1) 「ジャムイーヤトゥル・ウラマーエ・イスラーム」 (Jam'iyatu'l-'Ulamā-e-Islām, 「イスラーム・ウラマー連合」, JUI と略。)

(2) 「ジャムイーヤテ・ウラマーエ・パキスタン」 (Jam'iyat-e-'Ulamā-e-Pakistan, 「パキスタン・ウラマー連合」, JUP と略。)

(3) 「ジャムイーヤテ・アハレ・ハディース」 (Jam'iyat-e-Ahl-e-Hadīth, 「アハレ・ハディース連合」, JAH と略。)

(4) 「タハリーク・ニファーゼ・フィクヘ・ジャウファリーヤ」 (Tahrīk-e-Nifādh-e- Fiqh-e-Ja'farīya, 「ジャウファリーヤ法学施行運動」, TNFJ と略。)

非ウラマー系として;

(5) 「ジャマーアテ・イスラーミー (Jamā'at-e-Islāmī, 「イスラーム団体」, JI

と略。)

1. ウラマー系

(1) 「ジャムイーヤトゥル・ウラマーエ・イスラーム」(JUI)

パキスタン国内でのデーオバンド系の政治団体がこれであり、この母体は前記の「ジャムイーヤトゥル・ウラマーエ・ヒンド」であった。これはムスリム連盟の指導によるパキスタン運動と対立し、国民会議派の統一独立運動を支持する政治的立場をとっていた。

この連合から分離してパキスタン運動にデーオバンド系代表のウラマーとして参加したのが、S. A. ウスマーニー師 (Shabbīr Ahmad 'Uthmānī, 1885-1949) であった。

同師の略歴は以下のとおりである。

インドのUPのビジュノール (Bijnor) に出生し、デーオバンド神学校において、イスラーム法学 (fiqh)、ハディース学、哲学、論理学を修めた。「インドの長老」(Shaykhu'l-Hind) と称されたマハムード・ル・ハサン師 (Mahmūdu'l-Hasan) の高弟の一人であった。デーオバンド修了後、デリーのファテプール・マスジッド (Fatehpūr Masjid) 付属の神学院の教師をしたのち、デーオバンド神学院の教師に就任。同神学院の権威ある教師陣の神学者として高名をはせた。同校教師在任中、ハイデラバード藩王国にも派遣されたが、金曜の説教 (Khutba) では、藩王の面前で恐れずに大胆な説教をしたので有名となった。

師の著作には、ムスリム編『サヒーフ』への注『ファトフ・ル・ムルハム』(Fathu'l-Mulham 『啓示の開示』)、およびマハムード・ル・ハサン (Mahmūdu'l-Hasan) のコーラン注釈への注、などが知られている。

このようにイスラームの学問の世界での有力者であった師は、すでに1945年までには、ムスリム連盟のパキスタン分離要求と結びついて、同年のメーラト (Meerut) でのムスリム連盟大会議長に就き、「来るべき選挙はインド・

ムスリムの未来を決定するために重要である」と演説した。

1945年末、カルカッタ大会で、JUI が創立され、同師は欠席したが、初代表に選出された。1946年選挙では、各地を遊説してムスリム連盟のための政治活動を行った。北西辺境州での住民投票に際しても、精力的にパキスタン支持を働きかけた。

師はパキスタン独立後、カラチに移住した。同地の難民のあいだにウラマーの政治組織を創設。同組織は、パキスタン政府から保護育成措置を受けた。師は、制憲議会にムスリム連盟からウラマー代表として選出されたが、1949年に没した。

パキスタン独立後、デーオバンド系の政治組織は再編成されて、1952年、「西パキスタン・イスラーム・ウラマー連合」(JUI, Maghribī Pakistān) と改称された。代表 (Amīr) には、コーラン学のアフマド・アリー・ラーホーリー師 (Mawlānā Ahmad 'Alī Lāhorī, 1953年ラホール暴動で逮捕、死刑宣告のち減刑。) が、幹事長 (Nāzim) にはイフティシャーム・ル・ハック・ターナヴィー師 (Mawlānā Ihtishāmu'l-Haqq Thānawī) が選出された。

1954年の改選によって、ムフティー・ムハンマド・ハサン師 (Mawlānā Muftī Muhammad Hasan) が代表に、インドから移住したムフティー・ムハンマド・シャフィー師 (Mawlānā Muftī Muhammad Shafī) が代表代理 (qā'im maqām) に選出された。

1956年、前出のアフマド・アリー・ラーホーリー師が再び代表に選出され、幹事長には、グラーム・ガウス・ハザーラヴィー師 (Mawlānā Ghulām Ghawth Hazārāwī) が選ばれた。

この間の同連合の活動として注目されることは、1951年1月、同連合の主導で、インドから招いたサイド・スライマーン・ナドヴィー (Sayyid Sulaymān Nadwī) を議長とする、全国の各派ウラマーの合同会議を開催して、イスラームの原則に基づくイスラーム憲法をパキスタンに制定するための「22項目」を決議し、制憲議会にこれを送ったことである。このイスラームの原則は、1956年憲法の前文に反映されることになった。

1962年4月、基礎民主主義による国民議会選挙にいたるまで、政治活動は休止していたが、同選挙で、イスラーム法学者・ハディース学者のムフティー・マハムード師 (Mufti Mahmūd) が国民議会に選出されて、7月、政党禁止が解除されるとともに、再び活動を活性化した。同師と説教者のグラーム・ガウス・ハザーラヴィーの両師が積極的な役割を担った結果、同連合はパキスタンの有力な政治勢力となった。アユーブ・ハーン大統領は、憲法改正に際して、ムフティー・マハムード師に助言を求めたが、このことは同連合の勢力が大きく認められた証左であると評価している。

同大統領の政権末期に開かれた1969年3月の第2回円卓会議では、同連合のムフティー・マハムード師が中心となって、前記「22項目」を再提案した。

ヤヒヤー大統領のもとで、1970年に政党活動が合法化されるとともに、本連合も政治活動を再開した。同年12月の国民議会選挙では、ムフティー・マハムード師はその選挙区で、Z. A. ブットー氏を破った。州議会選挙では、本連合は、北西辺境州とバローチスターンの両州で、NAP (National Awami Party) と協力して、それぞれの州に連立内閣をつくった。強い基盤をもつ北西辺境州では、ムフティー・マハムード師が州首相に就任した。同師は以下の政策を実施した。

- (1) ウルドゥー語の州公用語化。
- (2) 飲酒の禁止。
- (3) 週の休日を日曜から金曜に変更。
- (4) 民族服 (シャルワール, カミーズ) 着用。

1977年1月、「パキスタン全国同盟」にJI, JUP, などとともに参加し、ムフティー・マハムード師が議長に就任した。

ズィヤー・ウル・ハック大統領時代に、指導者ムフティー・マハムード師が死去し、そのあと、同師の子ファズルッ・ラフマーン師 (Maulāna Fadl al-Rahmān) が指導者に選ばれている (1990年選挙で落選)。

(1969年12月承認。1986年改正)

パキスタン独立の目的は、亜大陸のイスラーム教徒国民をイギリス支配時代の非イスラーム的で不当な制度と法から解放して、イスラーム・イデオロギーとイスラーム的連帯、イスラーム的平等に基づく政治体制を確立し、イスラーム社会を建設することにある。

したがって、パキスタンが全世界で模範的なイスラーム国家となることができるように、パキスタンの政治体制を純粋なイスラームの聖なる律法(シャリーア, shari'at)の定めに従って構築し、統治者にはパキスタンのイスラーム教徒のなかから、信頼がおけ、かつ有能な選良の人物を就けることが必要である。このようにして、この清浄で偉大な目的を達成するために、「全パキスタン・イスラーム・ウラマー連合」の総会で選出されたメンバーが、今日、イスラーム暦1389年ラジャブ月14日(西暦1969年12月27日)、サルゴダー(Sargodh)の地に集合して、以下の基本綱領を承認して、パキスタン国民とイスラーム教徒のまえに提出するものである。

政治体制について：

パキスタンを正しく完全なイスラーム国家とし、イスラーム政府をパキスタンに建設するために、以下のことを実行する。

(1) 国教 (sarkāri madhhab)：

国家の宗教はイスラームとする。

(2) 「22項目」(既出)：

各派代表のウラマーが作成したイスラームの「22項目」に従って憲法を完全にイスラーム化する。

コーランとスンナの法律について：

(3) コーランとスンナの法だけが、パキスタンの基本法である。

(4) パキスタンの憲法と法律では、イスラームが完全な宗教であり、ムハンマドが最終の預言者であるということを保証すること。

(5) 正統カリフと教友の時代の政府をもって、イスラーム政治体制の細部を定める基準とする。

指導的な地位について：

(6)非イスラーム教徒がパキスタンの元首など指導的な地位に就くことは、禁じられる。

国家元首のイスラーム的条件について：

(7)大統領、首相はイスラーム教徒の男性でなければならない⁽¹¹⁾。またパキスタン国民の大多数を占めるスンニー派と異なる [宗派の] ものであってはならない。

イスラーム教徒の定義について：

(8)イスラーム教徒の法的定義とは、「コーランとハディースを信じ、この二つを教友による解明に照らして根拠 (hujjat) と認め、ムハンマド以後には、[他の] 預言者も、[他の] 法も一切認めない。」

非イスラームの分派について：

(9)イスラームの基本的信仰、例えば「預言の封印」(Khatm-e-nubuwwat) などから外れた [罪を犯した] 分派は、非イスラーム的分派であり、今後、この種の逸脱を憲法で禁じ、罰すべきものとみなす⁽¹²⁾。

イスラーム条項の変更の禁止について：

(10)憲法のイスラーム条項 (コーランとスンナの諸原則) と国家のイスラーム的地位に、いかなる改定も変更も許されない。

国民の直接選挙について：

(12)憲法には、イスラーム教徒の国民による直接選挙を明白に規定する。

アッラーの支配と国民の権限について：

(13)憲法では以下のように明白に定める。

「支配権はただアッラーにのみ属する。アッラーの定めた権限内で、パキスタン国民は国民の権利を本来もつものとする⁽¹³⁾」。

選挙方法は個人選挙でなく、政党選挙とする：

(14)パキスタンの諸議会などでは、代表選出方法は個人ではなく、政党を対象として行うべきである。個人の代わりに政党が、その政策と綱領に基づいて選挙で競い合うべきである。得票の割合によって、議会議員となる

ことができるし、内閣に入閣できる。

イスラーム法制度の樹立について：

勸善懲悪庁 (mahkama-e-ihṭisāb) の設立；

コーランの命令「もしわれらが彼らに地上で統治権を与えると、礼拝をし、ザカートを提出し、善を命じ、悪を防ぐものへ」に基づいて、勸善懲悪庁を設立する。

- a. 礼拝の義務：パキスタンではイスラーム教徒の国民に集団礼拝を守らせる。そしてなんのイスラーム法にも拠らずに、意図的に礼拝を棄てる者には、イスラーム法の罰を加える。
- b. ザカートなどの収入：徴収官 (ṣāhib-e-nisāb) は、富裕なものの富から、一定の割合でザカートを徴収し、定められた目的にこれを当て、さらにイスラーム法に命じられたサダカート (ṣadaqāt, 任意の自発的喜捨) を所得のうちから集め、それを受けるに価する者のあいだに配分する。
- c. イスラーム意識を守らせる：全ての宗教的義務、イスラームの命令を守らせること。
- d. 布教と禁止事項：全国の政府レベルで、布教部門のもとで、全てのイスラーム法を守ること、イスラーム法上の禁止事項を避けさせること。
- e. イスラーム法の罰の執行：姦通、盗み、強盗、飲酒、麻薬の使用は、警察の取締りの対象であり、許されない犯罪である。これらに対しては、イスラーム法の刑罰を行う。姦通、強盗、飲酒、偽証にはハッド (Hadd：訳注、加減されない刑) 刑を執行する。不法な輸出入、蓄財、密輸にも、イスラーム法の刑を適用する。
- f. イスラーム的倫理を守る：猥せつ、文明の名で行われる歌舞、新聞雑誌や広告などの腐敗した写真、絵、などを法的処罰の対象とする。

(2) 「パキスタン・ウラマー連合」(JUP)

バレーリー系ウラマーを基盤にした政治組織である。バレーリー派の創立者であるA. リザー・ハーン師(既出)は、政治的にはヒンドゥーとイスラーム

ム教徒間の政治的協力に反対する立場をとっており、ヒラーファト (Khalīfat) 運動に反対した。同指導者アリー兄弟が反英非協力運動のために、師に署名を求めて訪問したとき、「自分はヒンドゥ・ムスリムの統一には反対する」と述べて、署名を拒否したと伝えられる。

師の後継者であるムハンマド・ナイームッ・ディーン師 (Mawlānā Muhammad Na 'īmu' d-dīn Murādābādī [1882-1948]) は、ムラーダーバード (Murādābād) に「ジャーミア・ナイームーヤ」(Jāmi 'a Na 'īmīyā) 学院を設立し、イスラーム神学を教授していたが、1930年代後半には、イギリスがもはやインドを植民地として保持することはできないと確信し、ムスリム多数州が分離した国家を樹立する「二民族論」の立場をとっていた。このため、分離独立を打ち出した1940年のムスリム連盟大会決議以後、パキスタン独立を目指して活動し、パキスタン建国の必要を宣伝するために亜大陸北部のイスラーム教徒たちのあいだを遊説し、小都市にいたるまで隈なく歩いた。

師は、全インド・スンニー会議 (All India Sunni Conference) を主宰した。この組織は「イスラーム民主党」(Jamhūriya-e- Islāmiya) に改組され、JUP の前身となった。1946年4月27～30日、ベナレス (Varanasi) でこの大会が催され、主催側発表で約5000人のウラマーが参加し、パキスタン独立を要求した。この大会に参加したウラマーは、それぞれの故郷でパキスタン独立のために活動して、パキスタン建国支持の世論形成に貢献した。彼らはパキスタン独立のために、ムスリム連盟に協力し、インド国民会議派に反対する立場をとっていた。

パキスタン独立直後の1948年、大会を開いて、JUP が生まれた。初代党首には、アブル・ハサナート・サイイド・ムハンマド・カーデリー師 (Mawlānā Abū'l-Hasanāt Sayyid Qādrī) が、幹事長には、サイイド・アフマド・サイード・カーズィミー師 ('Allāma Sayyid Ahmad Sa'īd Kāzimī) が選出された。

1947年には、カシュミール問題でイスラームの聖戦を支持し、また1949年にはイスラームの原則を憲法に盛りよう要求する「目標決議」に参加した。1953年、反アフマディー教団の運動（「預言者がマホメットで閉じられるという

教義の護持」, Tahaffuz-e-Khatm-e-nubuwwat) に参加した。

1970年には、PPP (パキスタン人民党) の「社会主義」のスローガンに對抗して、全パキスタン・スンニー会議 (All Pakistan Sunni Conference) を開催して、活動を活性化した。新党首には、カマルッディーン・スィヤーラヴィー師 (Shaykhu'l-Islām Hāfiz Khwāja Muhammad Qamaru'd-dīn Siyālwi) を、副党首には、アフマド・ヌーラーニー・スィッディーキー師 ('Allāma Shāh Ahmad Nūrānī Siddīqī) を、幹事長に、アフマド・リズヴィー師 (Mawlānā Sayyid Mahmūd Ahmad Ridwī) を選出した。1970年選挙では8議席を獲得した。

1990年現在、党首は上記の副党首ヌーラーニー師であり (1990年選挙落選)、幹事長は、アブドゥ・ッ・サッタール・ニヤーズィー師 (Mawlānā 'Abdu's-Sattār Niyāzī) である。

1974年に反アフマディーの運動が再燃した時、当時の副党首、幹事長、そして前記のアブドゥ・ッ・サッタール・ニヤーズィー師が積極的な役割を果たした。この運動は Z. A. ブットー政権に対する政治的・宗教的圧力となつて、同年、アフマディー教団は公的に「非イスラーム教徒」として扱われることになった。

JUP は、その綱領 (後出) にみるように、議会制民主主義を基本として軍政に反対し、寛容で、ヒューマニズムに立つイスラームを標榜して、宗教的偏見、迫害に反対する立場をとっている (しかし反アフマディー運動には参加している)。民主主義を擁護し、国民すべてに基本的な衣食住と教育、健康を保障するよう要求している。その政治的目標は、「ムハンマドの地位 (を守ること)」 (Maqām-e-Mustfā), そして「ムハンマドの体制 (の樹立)」 (Nizām-e-Mustafā) におかれ、パキスタンをその政治目標に基づくように変革することを目指している。

この組織は、現実政治においても、基本に忠実で、他党のような政治取引に応じることはなかった。その例として、1977年、JUP もパキスタン全国同盟 (PNA) に参加したが、そのうち一部の者はズィヤー・ウル・ハック戒厳令司令官の政権に協力した。しかし JUP は同政権との取引を一貫して拒否し

た。また1987年5月、政府からシャリーア法案 (Shari'at Bill) について協議を要請されたが、政党政治を認めない政府は承認できないとって同要請を拒否した (1991年の湾岸戦争では反米を叫び、イラク救援の義勇兵応募を呼びかけた)。

「パキスタン・ウラマー連合 (JUP) の綱領」⁽¹⁴⁾ (抄訳)

緒言：亜大陸での1150年にわたるイスラームの歴史をみると、目的はつねにイスラーム法の優越とコーランの宣揚にあった。[イギリスの侵入とともに始まる] 衰退期には、内乱と分裂が生じ、裏切り者ミール・ジャアファル (Mīr Ja'far) のような輩が現れたため、1757年のプラスイー (Plassey) の戦いでは、スィラージュツ・ダウラー (Sirāju'd-dawla) が敗北した。[中略] 1857年に、デリーは破壊された。この大反乱では、ファズル・ハック・ハイラーバーデー師 ('Allāmā Fadl Haqq Khayrābādī), シャー・マダーラスイー師 (Ahmadu'llāh Shāh Madārasi), バクト・ハーン将軍 (General Bakht Khān) が、敵である偽り (batil) の英国軍と戦闘した。これ以後も、上記のファズル・ハック・ハイラーバーデー師の後継者たちが外国植民主義を打倒するために活動を続けた。他方、[デーオバンド系の祖] イスマーイール (Mawlāwī Muhammad Ismā'il) とその後継者たちは外国支配者と手を結んだが、われら志士 (mujāhid) は偽りの勢力と闘争した。この闘争はパキスタン独立まで続けた。アフマド・リザー・ハーン (前記) とその同士たちと後継者たちは、この活動を全インド・スンニー会議のもとに前進させた。ムハンマド・アリー ([アリー兄弟の一人] Mawlānā Muhammad 'Alī Jawhar), [詩人・哲学者] イクバル、ジンナーは、[亜大陸における] イスラーム教徒の別個の存在とアイデンティティーのために、祖国の独立、自決権を唱えて運動を開始した。この結果として、パキスタンが独立を獲得した。

これに対してイスマーイールの後継者たちはイギリスと協力したのち、インドゥーと結びついた⁽¹⁵⁾。彼らの全インド・ウラマー連合 (JUH) はガンディーと協力して、インドの土地を真の宗教 (dīn) でなく、[民族運動の]

基礎にしようとした。イスラーム教徒に単一民族論を当てはめて、イスラームの優越を棄て去った。[中略] もしパキスタンが生まれなかったならば、パキスタンのイスラーム教徒の運命は、インドのイスラーム教徒の陥った運命と同じものになったであろう。

序⁽¹⁶⁾：

JUPの党員は、以下のような自己の信条を宣言する。

アッラーは、全ての被造物に対する、他者を交えない絶対的な支配者である。アッラーの命令は、全人類にとって、実行すべき義務である。

貴い御方、ムハンマドはアッラーの最後の預言者であり、それ以後に、いかなる預言者も現れることはない。ムハンマドに捧げる情熱 (*'ishq*)こそ、われわれの信仰の源泉である。ムハンマドの立場とその偉大さを守ることが、われわれの宗教的義務である。

われわれにとって、イスラームとは、預言者ムハンマドの教えを、現世と来世のあらゆる側面で、あらゆる点にわたって、無限に自分のものとして実現することにある。ムハンマドの教えの解釈に関する多くの見解の相違については、それらを初期教徒 (*salaf sālihīn*) の法学的指導が達した合意 (*ijmā'*) に拠って解決しなければならない。コーランないしイスラームに関するいかなる説明 (*ta'bīr*) も、ムハンマドないしハナフィー法学から逸脱するときは、われわれはそれを承認することができない。

われわれは、パキスタンの明るい未来に確信をもっている。この国土はアッラーの恩恵によって自然資源に恵まれている。これらの資源を国家と国民の向上のために、誠意を尽くして利用 [開発] することが必要である。だが不幸にも、このような誠意は踏みにじられている。

したがってわれわれはつぎのように誓うものである。

われわれはこの国家で、「ムハンマドの体制」を遅滞なく実現して、全ての不当な制約、恐怖、経済の悪化 [を除去し]、社会的権利の保証がなされるように努力する。

諸目標：

JUP はパキスタンにおいて「ムハンマドの体制」の施行のために努力する。全国民にこの神聖な計画をもっとも早く明確に知らせたのは、このJUPである。

この目標を達成するために、われわれは下述の基本目標のために努力することを誓う。

- (1) パキスタンでは、コーランとスンナを完全に守るようにする。模範的イスラーム社会が実現するように、イスラーム教徒はだれも、イスラームの要請に従って生活を送ることができるように保証されなければならない。
- (2) パキスタンの全国民に対して、平等な権利の保証がなされること。
- (3) パキスタンの各地域に住んでいる人々のあいだに、愛と同胞感、同情の感情をよび起こすようにすること。その結果、人権的、言語的、地域的、宗派的、階級的偏見や差別を廃するようにする。
- (4) 公正な体制に変えて、すべてのものを公正に扱い、国内のどこにもみられる格差を直ちに是正する。
- (5) あらゆる形態の抑圧、搾取、不公正を廃絶する。
- (6) 土地、労働、資本、その他の生産手段を全ての国民の幸福のために利用する。
- (7) 日用品の価格を一般庶民の購買力の範囲内にするように全体的な計画を確立する。
- (8) 全ての国民に対して、食・衣・住・教育・医療を用意する。それによってイスラームによる福祉国家を実現する。
- (9) 全ての国民は、地位の上下にかかわらず、すべて法律のまえに平等に扱われなければならない。どこからも圧力を受けることなく、公正の要請を満たすような裁判機構をつくる。
- (10) 女性には、イスラーム法に従って、経済・政治・社会的な諸権利が与

えられる。それによって女性が経済面でも建設面でも、男性とならんで大きな役割を果たすことができるようにする。

(11) われわれはあらゆる努力をして、パキスタンの全ての公職に、[国民を]裏切らず、誠実で、倫理的で、質素な生活をする模範的人物を就けるようにする。

(12) 自主独立の外交政策をとり、国民の希望に従って、国家の利益と完全な平和と安全、人権を保障することができるようにする。イスラーム諸国と友好的・兄弟的關係を拡大し、イスラーム世界の統一を一層強固にするため、有効な措置をとる。それによってイスラーム・ブロックを形成し、共同議会をもち、イスラーム世界の社会的利益、とくに経済・政治・防衛に関する実行可能な政策を採るようにする。

(13) カシュミールのイスラーム教徒の独立獲得のために、あらゆる手段を用いる。それによって、国連決議に基づいた独立と自決権を彼らが行使できるようにする。

(14) 部族地域の住民にも、成人選挙権のもとに自分たちの代表を選ぶ権利が与えられる。そして自治的な部族の進歩と教育に重点をおく。

(15) 学生・青年の問題には、とくに重点をおき、彼らの日常の課題を定める。

(16) 全ての者が健康で勤労できるようにする。

(17) パキスタンに、イスラームの協議制に合致し、議会に責任をもつ内閣をつくる。選挙に当っては、立候補者の選挙活動に要する[費用に]法定額を設け、それを超える支出には制限を設ける。すべてのものは自分の選挙権を自由に行使する。

(18) 裁判所はすべて、イスラーム法に従って判決する。

(19) 農業労働者、工場労働者、非地主の耕作者、小商店主の問題を優先して解決する。

(20) 現在の国家の制度の弊害を除去し、宗教的・民主的要請に従って国民の公僕となって自らの義務を遂行することができるような行政機構をつく

る。

(3) 「アハレ・ハディース連合」(JAH)

アハレ・ハディース系ウラマーを基盤とする政党組織である。その勢力は、既出のJUI, JUPに比して、はるかに限定されている。

その目標も、パキスタンにイスラーム的政治体制を施行して、パキスタンをイスラーム国家にすることにおかれている。

パキスタン独立以前には、「全インド・アハレ・ハディース連合」(Jam'iyat-e-Ahl-e-Hadith, Hind)に所属していたが、独立以後、改称して現在のようになった。

政党として綱領をもって活動を開始したのは、1970年選挙以降であり、このとき政治団体として確立された。その中心的指導者は、イフサーヌラー・ザヒール師('Allāma Ihsānu'llāh Zahīr, 1987年没)であった。同師はその激しい説教、強烈な個性によって広く知られていたが、1987年3月の集会で、爆弾テロのため重傷を負い、一週間後に、サウジアラビアで死去した。

学派として教義がサウジアラビアの国教であるワッハーブ派と類似するために、政治的にも同国から活動資金が流れていると噂されている。

以下に、同党の1970年綱領を抄訳する⁽¹⁷⁾。

われわれは、この世界の絶対的支配者は、基本教義およびイスラーム法に従って、アッラーであると確信する。したがってアッラーの僕(信徒)の義務は、生活のすべてにわたって、アッラーの導きと教えに従い、アッラーの選んだムハンマドを自分たちの指導者として認めることである。神の与え給うたパキスタンの獲得は、まさしくこの信念に基づいて実現したものである。したがってパキスタンの憲法と法律は直接的にコーランとスンナ、および正統カリフの行ったところに照らして、定められなければならない。

われわれは、コーランと預言者のスンナに基づく憲法だけを、パキスタンの国家の安全と強化のための保証とみなし、その二つをもって国民の全ての困難の解決法とみなすものである。

パキスタンは、ただひたすら「アッラーのほかには神はない」という教義のもとに樹立された。したがって、パキスタンでは、いかなる非イスラームの世界観もそぐわない。イスラーム以外の世界観をパキスタンに持ちこもうとするものはすべて、アッラーと自国民に対して行った約束に背反することになる。

同様にパキスタンにおいて、人種的、言語的、地方主義的偏見を抜けようとするものもまた、国家と国民を裏切るものである。われわれは非イスラーム的の見解、民族的、言語的、地方主義的偏見に断固として反対することを、宗教的、倫理的義務とみなすものである。

パキスタンの全ての問題をコーランとスンナに照らして解決しようとし、宗教的価値を高く掲げるものと、われわれは選挙で協定を求める。

われわれは選挙を通じてイスラーム的見解と民主的価値を高めることを目指す。このために以下の綱領をパキスタン国民のまえに提案する。

政治体制について：

われわれはコーランとスンナに基づく社会を築くため、最高統治者の神とその法に基づく政治体制を擁護する。

このため以下のことを実行する。

- (1) 「目標決議」とウラマーの提案した「22項目」をパキスタンの憲法の基礎にする。パキスタンにおけるイスラーム的生活方法の具体的実現を目指す。
- (2) パキスタンの法律をコーランとスンナの基礎のうえに制定する。コーランとスンナに反したり対立するすべての既存の法律は廃止される。
- (3) 資格あるウラマー、傑出した法律専門家、判事から成る最高会議を設立して、いかなる法律がコーランとスンナに反するかどうかを判定する。
- (4) 反イスラームの法律を廃止するため、国民は裁判所に提訴することができる。

- (5) [東パキスタンに関するもので、ここでは省略する]
- (6)防衛、外交、通貨、外貨、国際間の通信、貿易は中央の権限に属する。中央政府はこれらを管理する支出を賄う税を課する権限をもつ。
- (7)パキスタンは二院から成る立法府をもつ。上院では二つの連邦〔東西両パキスタン〕が平等の代表権をもつ。
- (8)西パキスタンには連邦の下位に機関を設けて、その各州のあいだの貿易、通信、水利・電力開発公社、工業開発公社を管理運営する。
- (9)政府の中心は西パキスタンにおき、立法府の中心は東パキスタンにおく。

基本的権利：(略)

行政問題 (略)

司法 (略)

経済計画 (略)

宗教・倫理の改革 (略)

教育の改革 (略)

防衛 (略)

外交 (略)

(4)「ジャウファリー法学施行運動」(TNFJ)

パキスタンのシーア派住民は1割前後と推定されている。彼らのうち多数が、シーア派の12イマーム派 (Ithnā 'Ashariya), すなわちこのジャウファリー法学 (Fiqh-e-Ja'fariya) に属している。残余のシーア派が、イスマーイール派 (Ismā'iliya) の諸分派で、このなかにアーガー・ハーン (Āghā Khān) を教主とする派、などがある。

パキスタンにおけるジャウファリー法学系のシーア派教徒は、スンニー派と違って長く政治的活動を回避してきた。しかし1980年7月6日、彼らは突如、イスラマバードにおいて実力行動に踏み切った。故ムフティー・ジャ

ウファル・フサイン (Muftī Ja'far Husayn) を指導者として、本運動の大会における決定に基づいて、イスラマーバードの官庁を3日間にわたって取り囲んだ事件がこれであった。パキスタン政府は、彼らの要求、つまりシーア派教徒に対してはザカート (zakāt) 法を、彼ら自身の法学に則って適用するようという宗派的主張を承認した。つまり、それまでは彼らシーア派教徒に対しても、スンニー派法学が適用されてきたことに対するシーア派の新しい権利の獲得であった。彼らのこのような急進的行動の背景には、1978年から79年のイラン革命のパキスタンに対するインパクトが大きかったと推定されるであろう。

シーア派がパキスタンにおいてモスクやシーア派の施設 (imām-bārāh) を建設しようとするときは、高等裁判所による許可が必要であった。このような不当な政府の扱いに対して、彼らは「シーア派要求委員会」(Shr'ah Mutālibāt Committee) を設立し、これをサイイド・ムハンマド・デヘルヴィー師 (Mawlānā Sayyid Muhammad Dehlvi) が指導した。この委員会のもっとも重要な目的は、自派の学生がシーア派の宗教的学問を学ぶことができるようにすること、またムハッラム月10日のイマーム・フサイン殉教 (azādārī) に政府によって課されていた規制を撤回させること、の2点であった。

同委員会の活動はかなり功を奏した。しかし代表がなお限られていた。1980年はじめ、バッカル (Bhakkar) において広く参加者を集めて大会を開催し、ここでTNFJが創設された。代表にムフティー・ジャウファル・フサイン師が選出され、前述の官庁包囲デモを実行した。

同師没後、その後継者をめぐって内部対立が生じた。一部は、アーガー・ハーミド・アリー・ムーサヴィー師 (Āghā Hāmid 'Alī Mūsawī) を代表者にたてた。別のものはサイイド・アーリフ・フサイン・フサイニー師 (Sayyid 'Arif Husayn Husayni) を指導者とした。勢力関係をみると、後者が有力であるといわれる。

1987年7月6日、ラホールの「パキスタンの塔」(Minār-e-Pakistan) において「コーランとスンナ大会」(Qur'ān-o-Sunnat Conference) が開催された。

同大会には全国から主催者によれば数十万人が参集し、つぎのように宣言した。すなわち TNFJ はもはや政治行動を回避することはなく、パキスタンの政治に全面的に参加する、と。

この大会で、同運動の目的を定めた綱領が議決、採択され、『われらの途』(Hamārā Rāsta) と題して刊行された。以下に PSI のテキストを抄訳する⁽¹⁸⁾。

その序文は、急進的なイスラーム復興運動の主張を表現している点で興味がある。

逸脱するパキスタン

問題の出発点：

「アッラーのほかには神はなし」の革命的な叫び声のひびきのなかで、パキスタンは生まれた。しかしこの新生国家は多くの問題に見舞われた。インドからの難民に住居を与えること、財産の分割、経済問題、効果的行政機構の欠如、および重大な問題についても大衆の熱心な参加と全面的信頼なしに処理されたこと、国民統合の危機、などがそれであった。このためには大衆のイスラーム的・革命的情熱を汲みあげてパキスタン建国に着手することが必要であった。

しかし支配者層は、やがて大衆から遠ざかっていった。おそらく為政者たちは大衆が国政に関心をもたないようにすることで、自分たちで権力をほしいままにしようとしたのであろう。為政者のこのような行動は、パキスタンにさらに重大な、そして困難な問題をもたらした。

憲法の制定：

なかでも、もっとも重要な問題は、憲法の制定であった。パキスタン憲法の歴史は、このうえなく苦痛に満ちている。第1次憲法はパキスタン独立の9年後に生まれた。さらにその後、憲法が幾度も独裁者の手で改悪されてきた。このような憲法のおかれている状況のためパキスタンの統合は危機にさらされている。

カシュミール問題：

当初からカシュミール問題はパキスタンの重大な問題であった。それは内政、国際関係、国民統合、経済のいずれにも深い影響を及ぼしてきたが、為政者はこれを自分の利益のために利用してきた。

為政者と政治：

最優先の課題は、パキスタンの為政者と政治がどうなるべきかであり、いまだ解決にいたっていないものである。その理由はいくつかあるが、明白な事実は、支配者がいくつも基本姿勢を変えたことである。ときには第一次共和制のように民主主義のメロディーを奏でたり、ときにはアユーブ・カーン時代のように強力な中央集権のスローガンを掲げたり、ときにはZ. A. ブットー時代のように社会主義への支持を求めたり、ときには自分の意図に沿うようなイデオロギーをつくりあげたり、ときにはズィヤー・ウル・ハックの軍政期のようにイスラームを権力の飾りにしたりした。権力の配分に当って、多少とも外面の装いを変化させながらも、特権階層だけが今日にいたるまで支配者の座にあることは明らかな事実である。それらの階層とは、封建貴族、資本家、将軍、高級官僚であり、パキスタンにおける大衆の代表でなく、金と力を持つ者の政府であったし、今でも同様なのである。権力を握る階層は、あらゆる政治的立場をこえて、ただ自分の延命のために、離合集散し、陰謀をたくらみ、偽善的なやり口を繰り返すことに日夜余念がない。長期間、パキスタンは軍の独裁者の手に握られている。

このような状態で、一体どうして、以下のようなことが実現可能であろうか；

地上のこの部分 [パキスタン] に対する神の聖法が施行され、それに基づいて権力が公正に配分されるようになること、

押し潰され疎外された階層が奪われた権利を取り戻すこと、

役人が大衆に同情したり、警察が大衆のために奉仕したりすること。

これが実現できなかったのは、すべての機関は、あげて為政者のために奉仕したからである。これまで変転したどの政権をみても国家予算における資金の配分、司法と行政の現状は、この事実を物語っている。

超大国との結びつき：

大衆を顧みないだけでなく、大衆を惑わし抑圧する政策をすすめる政府は、庇護者をあちこちに必要としている。彼らのこの必要はパキスタンを超大国の手先にした。ついにパキスタン政府は完全にアメリカに従属するようになった。パキスタンのアメリカへの結びつきの歴史は汚れたものである。アメリカは種々の方法でパキスタン支配者たちと結託して、パキスタンの富を掠奪し、裏切り、抑圧の勢力を強化し、政治を迷わせるために国際的政策を実行した。

汚れた文明の不吉な影：

文明によって社会意識の輪郭が浮かびあがり、文化によって民族の行動様式が決定されるというのは真実である。さらに文明は進歩の方向と目的の可能性も示すものである。はじめからパキスタンには西洋の政治的影響と経済的制覇、および特殊な思考の訓練が文化的植民地主義を助長し、次第にわれわれの社会は汚れた泥沼に沈んで行き、イスラームの清い価値と神の伝統が全く忘れ去られてしまった。今日では、われわれは非人間的な西洋文明を盲目的に追隨して自己の独自性を見失っている。外国の見慣れない習慣や流行を摂取するために、自国の社会生活を思想的分裂の犠牲にして無目的の道を歩んできた。ここから発生するすべての利益は直接的に国内権力者と植民地主義勢力によって吸収された。

非イスラーム的であるばかりでなく、反宗教的で人間性に反する文化が墮落と無恥の行動を生みだしている。これらがわれわれの社会生活の隅々に及んでいる。とくに若ものを誤らせて国家を破滅の道に導こうとしている。このような頹廢の文明の結果、若ものの多くが頹廢の犠牲になりつつあり、人

生の現実から逃避して破滅的な道を求めようとしている。

経済の破滅：

パキスタン経済は現在、帝国主義勢力とそれらが樹立した名ばかりの国際的な機関の管理下にある。農業、工業、商業、建設と開発のすべての計画の立案がそれらの外国勢力とその機関のつけた条件に依存している。

国内でも生産手段が帝国主義の手先の管理に握られている以上、パキスタンの大部分の人口は貧困の犠牲者となる。農村と都市のあいだには、きわめて大きな格差がある。都市内でも低所得の市民と金持たちの住む地区には著しい格差が存在する。これらの格差は、生産手段と富の不公平で抑圧的な配分を示すものである。

現行の教育制度：

パキスタンで行われている教育制度は現行の植民地主義システムを強化するために設けられた。この制度は西欧の物質主義的哲学と物質主義的要請に適合するように形成された。この目的と構成は、すべて無神論の人間をつくり出すために制定された。この制度を通じて教育を「宗教」と「世俗」の名で区分して、それらを切り離したため、その一方の側が他方を「教育ある」ものと認めようとしなくなっている。

裁判の粗末な状態：

イスラーム社会において、司法は人権をまもり、大衆に公正をもたらすための重要な機関である。しかしパキスタンの司法はこの義務を果たすうえで決定的に失敗しかけているというのが厳しい真実である。この大きな理由は、司法が扱うべき事柄に行政が不当に介入したからであり、これが司法の独立を完全に侵した。さらに現行法の大部分が非イスラーム的な法から成っており、これらは人間の本来の要請と決して調和しない。これらの欠点に加えて、公正を達成するために長時間を要し、費用の要る手続きは司法をかなり麻痺

させてしまった。また裁判官の誠実さについても、一般の人々は疑念をもっている。このようにして、大衆は裁判に絶望せざるをえなくなっている。

うえに述べたことが、祖国をおおう不吉な影で、重大な問題の諸側面である。これらの問題の科学的分析の結果、悪の原因として以下の三つが明らかになった。

国際帝国主義

国内支配者

現行の機構

これら諸要素の相互関係の検討によって、国際帝国主義がパキスタンにおいて自分の利益をまもるため国内の支配者を庇護しており、後者は自分の利益を求めて帝国主義にへつらい、現行の制度をまもることに熱心であることが判明した。

全面的闘争の開始：

上述の背景およびその状態から、われわれはつぎの決定を迫られている。

パキスタンにおける戦いをどこから開始するか、またこの戦いがだれに反対して、まただれをまもるために、どんな方法を採用して戦うか？という決定である。

この闘争は、

同時に帝国主義、国内にあるその手先と、利益に浴する代理人たち、支配層に反撃することである。最初に、帝国主義に打撃を加えなければならない。なぜならば帝国主義こそ全ての悪の源泉であるからである。この源を閉じることなしに、また帝国主義の手を断ち切ることなしには、いかなる方策も成功しないからである。

この戦いは、

大衆に広汎に革命意識を与えることなしに、また彼らに真の敵、その目

的、陰謀を気づかせることなしに、決して戦うことができない。なぜならばこの全ての陰謀は実は、大衆の利益に反しており、最後には大衆こそがこの戦いを行わなければならないからである。

この戦いは、

誠であり、展望をもち、宗教心篤いイスラーム戦士と自己犠牲的な指導部なしには戦うことができない。大衆はこの指導部に結びつき、「イマーム (Imām, シーア派では教主的な存在) とウンマ (Umma, イスラムの全教団)」とともに情熱を傾けて救済の道を歩まなければならない。

この聖戦は、

ナショナリズムでなく、神の崇拝の基本のうえに進めなければならない。なぜならば「祖国」の範囲は伸縮するのに対して、神への崇拝は、永久で、包括的、普遍的な感情に没入して全人類の苦しみを各人の苦しみとするからであり、さらに神の力への信頼は、その他の力を不要とさせ、恐怖心をなくさせるからである。

以下の綱領は、

この闘争の目的と概要を明示し、真のイスラーム運動の基礎を用意するもので、イスラーム政府の目的とプログラムの設計図を示すものである。

政治体制：

イスラームの政治体制の基本とは、統治権がただ神のみに属することである。その目的は、人間の平等にあり、いかなり個人も、階層も集団も、特権を決してもち得ないことである。統治と所有は、ただアッラーのためにある。人間は「アッラーのカリフ⁽¹⁹⁾」の資格で、神の土地を利用するが、それにも拘らず、人間は統治権と支配権を持たない。人間はただ委任を受けたものとして神のまえに責任を有するにすぎない。

「神の代理」の観念によれば、イスラーム政治体制の基本目的は以下のようになる。

・アッラーの土地はアッラーが統治する。

- ・それが個人的であれ、集団的であれ、人間に対する人間の優越を廃絶する。
- ・個人と社会はあらゆる種類の抑圧、強制、搾取から解放される。
- ・人間は相互の愛、尊敬、寛容、平等の基礎のうえに、人類社会を天国となすように生きなければならない。
- ・社会秩序が存立すること。
- ・宗教的敬虔以外の社会的優越の基準は誤謬である。この基本観念からパキスタンの政治体制を考案すると以下ようになる。

(略)

2. 非ウラマー系

「イスラーム団体」(II)

パキスタンの政党としては、数のうえでは大政党に数え上げられないが、もっとも組織化された政治団体として注目されてきた⁽²⁰⁾。

他政党ともっとも異なっている点は、イスラーム復興運動を目指すこの政党の理念に、党員が献身的である点にあると言われている。党員には、このイスラーム復興運動の理念に同意し、そのために活動する決意が求められる。

創立は1941年8月26日、ラーホール大会で決議され、中心人物は、サイイド・アブル・アーラー・モードゥーディ (Sayyid Abū'l-A'lā Mawdūdī, 1979年没)であった。

創立の目的は、

「人間生活の全てのシステムと、その全ての部門—思想、信条、宗教と道徳、行動様式、教育、文化、文明、経済と政治、法律と司法、戦争と平和、国際関係—を神への帰依と預言者の導きのもとに樹立しようとするものである」

と宣言された。

パキスタン運動のなかで、IIは独自の立場をとった。一方では、国民会議

派の一民族論に反対し、二民族論を擁護して、イスラーム教徒が一つの独自の民族として扱われなければならないと主張した。他方で、ムスリム連盟の指導と一線を画した。ムスリム連盟はインド亜大陸内の民族運動であり、そのための独立の獲得に過ぎないとみなした。したがってこれをJIはイスラームのための運動とみなすことを控えた。同様に、イギリス支配時代のインドの法制度を非イスラーム的とみなしたので、JIはパキスタン独立をもたらした1946年選挙に参加せず、パキスタンのための投票を棄権した。

パキスタン独立とともに、JIは「イスラーム国家」樹立を唱えるパキスタンに対して肯定的な立場に転換した。ムスリム連盟が1946年選挙では「アッラーのほかに神はない」のスローガンを掲げて戦ってイスラーム教徒の多くの票を集めた事実を尊重して、JIは独自にパキスタンをイスラーム国家にすることが自分たちの責任であるだけでなく、そのために寸刻も惜しまぬ義務を負うという立場をとった。

パキスタンを完全なイスラーム国家に転換させるにはパキスタンの政治活動家と政治指導者が倫理的価値をもつことがきわめて重要であるというのがJIの認識である。従って、富を稼ぐためや名声を博するためや権力欲によって動く政治家は、パキスタンの政治から閉めだされなければならないと主張した。このように、JIは政治生活とイスラームの生活とのあいだに区別を設けない。イスラーム教徒の政治家は、信仰をもち、宗教的で、忠実で無欲で、気概をもち、自己犠牲の用意の出来ているものでなければならないとする。その報酬はイスラーム法上、如法（ハラール、Halal）でなければならない。抑圧、偽り、搾取とは無縁な行動をとらなければならない。これがイスラーム国家を唱える国家にふさわしい、パキスタンの政治家の条件であると主張する。

JIはこのように高い倫理を自分たちの規律として課しており、パキスタンの諸政党のなかでJIのみがこのような規律を守る唯一の政治団体であると自称している。

とくに下部組織である「イスラーム学生連合」(Islāmī Jam'iyat-e-Tulabā)

が活発な活動を行ってきた。しかしその活動が急進的であるため、しばしば教育と教場を混乱させる事態を招き、学園の荒廃の一つの責任はこの組織によると批判されている。

政治的には、議会制民主主義の原則に立ち、選挙と政党の原則をイスラームの見地から承認する。しかし現実政治の場合においては、ヤヒヤー・ハーン、およびズィヤー・ウル・ハックの軍政に賛成・協力し、JIは戒厳令政府の協力者と批判された。

こうして暫定的であったが、JIは戒厳令政府に入閣した。しかしこの間、自己の目的である「イスラームの施行」(Nifādh-e-Islam)に関しては、実質的になんの措置も踏み出すことができなかった。ズィヤー・ウル・ハック将軍の「イスラーム化」(Islamization)を当初支持したが、JIの指導者が内閣を辞してからは同政策が将軍の延命策であったと批判を始めた。

JIは、秘密軍事組織やテロ組織をもっていない。情報宣伝に重点をおいて活動している。組織は社会の末端にまで延びており、ラーホールでは地区(mahalla)ごとに組織がつくられている。定期的に大会が開催され、指導者が演説を行う。党員の規律に重点がおかれ、党員は、確固とした信念をもつだけでなく、知的水準も高いと言われる。湾岸戦争では反米=イラク支持を強く訴えた。

同党は情宣活動に重点をおくために出版活動が盛んであり、指導者モードゥーディの著作が多い。JIに関する基本文献の一つに、『JIの目標、よびかけ、方針』(JI kā nasbu'l-'ayn, da'wat awr tariq-e-kār)があり、目標、党員資格、党員の義務責任、方針、思想の清浄化、期待される人物、社会改革、などが述べられている。

他に『JI綱領』(Manshūr-e-JI)があり、JIの決意と計画を述べている。これは1970年選挙用に準備され、JIの目標を示す信頼できる文献と言われるが、筆者は上記書とともに未入手である。しかしいずれも、PSJに資料として引用されていて、利用可能である。ここでは後書の序文を訳出するに止めたい。

II 綱領⁽²¹⁾

序：

パキスタン II は、単に一つの「政治的」ないし「宗教的」ないし「改革的」政党でなく、広義ではイデオロギーに基づく政党 (ideological party) である。それは全人間生活のためにイスラームの包括的普遍的世界観を確信し、これを生活の全部門に実践的に施行しようとするものである。この政党にとって、現世の墮落の真の原因は、神と来世を忘れ、預言者の指導に背いたことにある。現世で、生活のいずれの部門に頹廢が生ずるときはいつでも、その根底にはこの基本的原因が働いているのである。いかなる改革にせよ、神に帰依し、来世の責任を自覚し、預言者の指導を全生活の根本に置かない限り、不可能である。それなしには、いかなる唯物的見解のうえに正義を樹立するどのような努力も、新しい抑圧の形をとらざるを得ない。

本党は、いかなる民族主義ないし祖国主義の政党でもなく、その立場は普遍的で、全人類の幸福を考慮に入れている。しかしわれわれが自らの手で自国をイスラム体制の模範にするまでは、また真実と誠実に対する信念を自ら主張するだけでなく、自らも実践していることを実際に示すまでは、また主張を實踐してどのような良い成果がわが国にあらわれたかを示すまでは、われわれは全世界にその真実と誠意を信じさせることはできない。

II の見解では、パキスタンでは神と来世、預言者の地位を信ずるものが少ないというのは本来的欠陥ではなく、わが国の住民の圧倒的多数が真実と認めているイスラーム的体制が実際に施行されていないことと、その上にパキスタンの全ての生活が樹立されていないことが欠陥である。この理由から、わが国はイスラーム国家であるにも拘らず、イスラームの恩恵に浴することができないでいるし、世界のためにイスラームが正しいことを証言できずにいる。

II はこの欠陥を正すために全ての可能な方策をもって努力している。イスラームの学問を拓めること、古今の異教の生みだした誤りを除くこと、理解

力ある階層に学問的な方法で、イスラームがわれわれの全ての問題をどのように解決できるかを示すこと、また公衆の倫理の改革に向けて努力をすること、これらすべてはJIの計画の不可欠な部分であり、それは過去45年以上にわたって実行してきたところである。しかし同時に、政府の体制の改革も緊急に迫られている。とくに生活の全ての分野が政府によって掌握されており、また政府の権限が隅々まで及んでいる現代では、政府の体制の改革なしには個人の自己改革もあり得ないし、社会における社会的正義も確立できない。墮落した政府は改革にとってもっとも大きな障害であり、腐敗をつくり出す全ての要素と原因の支えになる。イスラーム体制を期待するものは非政治的方策によっては、この目的を、どれほど努力したところで、なし遂げることはできない。国家の全ての生産手段、法と制度の全ての力をもってパキスタンを資本主義、社会主義、ないしその他の非イスラーム的生活システムの方向に導こうとしているものの手に政府の権力が握られている限り、われわれは成果を挙げるができない。

この目的のためにJIは、平和的に、憲法の枠内での民主的方法によって、政治体制を変革しようとするものである。それはパキスタンをつぎのような共和国にしようと目指すことにある。

コーランとスンナに従い、正統カリフの模範に従い、イスラームの原理と律法が完全に行われる国、
 悪を滅ぼし、善を勧めて世界にアッラーの言葉を宣揚する国、
 抑圧、不正、搾取、倫理的腐敗のあらゆる形態を滅ぼし、イスラームの価値に基づいて社会を再建し、生活の全てに公正を樹立する国、
 人間に奉仕する国; 全ての市民は基本的必要（衣、食、住、教育、医療）が保障され、イスラーム法で許される食物が得られ、イスラーム法で禁じられる生業の門戸が閉じられ、イスラーム法で如法とされる全て的手段で国の富を増し、その富が公正に分配されるような国、
 人々が助けを求めて叫び出すまえに彼らの必要に気付き、援助するような国、

真に大衆に優しい国で、大衆がその国のためを思う国、人々の基本的権利が完全に保護される国、

正しい意味で民主的政府の国、大衆が自由意思で権力を委譲したいと願うものが選挙を通じて権力の座に就き、大衆が権力から退けたいと願うものを選挙を通じて容易に追放できるような国、

このような国にすることがIIの目的である。だれでもこの目的に賛成するものは集まり、目的達成のためにわれらと協力するように呼びかけるものである。

結 語

第1節では、パキスタンにおける宗教社会的エリートとしてのウラマーの社会的基盤を、彼ら内部の学派的対立関係から、神学院生とウラマーの関係を中心に、明らかにした。本研究はわが国で従来不明であったこの分野についての部分的ながら最初の調査研究の一つであろう。

パキスタンの世俗的インテリ（大学の教師、など）に、今日のパキスタンの代表的ウラマーはだれか、と質問しても、容易に答えが返らないことにみられるように、ウラマー層は、ナショナルなエリートに入ることが少ない。彼らは世俗的インテリからは前近代的で時代遅れとみなされ疎外されてきた実情がある。

しかし社会の末端のローカルなレベルでは根強い勢力を保持している。社会の底辺の多数の人々は、つねにイスラームの教えに熱心であり、ウラマーの指導や呼びかけに耳を傾けることに注目しなければならない。

したがって政府はこれら中間介在的なウラマーのネットワークとその役割を活用して、末端の人々に積極的にネーション・ビルディングを呼びかけることも可能である。

第2節では、ウラマーの政治組織と、非ウラマーのイスラーム復興運動を

代表するJIを取りあげて、それぞれの政治活動と政治綱領を明らかにした。

パキスタンを「イスラーム国家」へ改造するための目標として、JUIは「22項目」を、JUPは「ムハンマドの体制」を、JIは「イスラーム施行」をそれぞれ掲げており、憲法、法律のイスラーム化実施と現行法制度のうち反イスラーム的なものの廃止を要求している。これらはパキスタン独立後の彼らの政治活動の成果として謳われ、とくに1956年憲法前文にイスラーム国家の目標が反映されたことを重要な成果とみなしている。

ナショナルな政治エリートは、これらの勢力によるイスラーム化への圧力と、これら勢力が操作する世論の政治家非難を無視することができない。したがってパキスタンの政治エリートは彼らとの妥協を余儀なくされることになる。

最後にパキスタンのウラマー勢力とエジプト、イランの場合との比較をしておきたい。エジプトの場合、ウラマーは高度に組織化されており、それを政府が管理し、とり入れているので体制化してきた。反体制のイスラーム復興運動が非ウラマーの「ムスリム同盟団」によって担われたのはそのためであった。イランの場合、ウラマーは政府支配に対して距離を保ち、その管理外にあったので、都市の人々の革命を代表することができた。ウラマーがイラン革命を指導することができたのはこのためであった。パキスタンの場合、エジプト型でもイラン型でもない第三の型で、ナショナルな場面からは隠れて見えないが、セキュラーな政治指導者に対して「イスラーム国家」への一定の圧力となっていることは否定することができないと言えよう。

〔注〕

- (1) 同教団の近況については、磯崎定基が1990年日本宗教学会大会で発表した。
- (2) 例えば北西辺境州のマンキー・シャリーフ (Manki Sharif) のピールは同州のパキスタン帰属をもたらした1947年住民投票で大きな役割を果たした。
- (3) 独立にいたるウラマーの役割を取りあげたものに、Qureshi, I. H., *Ulema in Politics*, Karachi, Ma'aref, 1972年がある。
- (4) 1950年代までのウラマーの政治的役割を取りあげた資料として、Binder, L., *Religion and Politics in Pakistan*, Berkeley & Los Angeles, University of

California, 1961年を参照。

- (5) 同神学院の沿革とインド民族運動史との関連については, Faruqi, Z. H., *The Deoband School and the Demand for Pakistan*, Bombay, Asia Publishing House, 1963年を参照。
- (6) 第1表, 第2表を参照。
- (7) Rahman, Fazlur, *Islam and Modernity*, Chicago & London, University of Chicago, 1982年, 42ページ。
- (8) 本文中に掲げた *al-Rashid*, 348ページ。
- (9) 同上書 204~205ページ。
- (10) *PSJ*, 706~710ページ。
- (11) ベーナズィール・ブットーはこれに抵触した。
- (12) アフマディー教団を指す。
- (13) パキスタン憲法前文を参照。
- (14) *PSJ*, 663ページ以下。
- (15) デーオバンド系ウラマーを示唆する。
- (16) *PSJ*, 673~676ページ。
- (17) *PSJ*, 761~764ページ。
- (18) *PSJ*, 774~783ページ。
- (19) 「神の代理」の意。
- (20) 1988年選挙では国民議会に3名のみ当選した。党員数は5500人で自称100万人の支持者をもつ (Duncan, Emma, *Breaking the Curfew*, London, Arrow Books, 1989年, 228ページ)。
- (21) *PSJ*, 570~573ページ。